

議案第十一号

港区立郷土歴史館の招待券の発行について

令和五年二月十三日

港区教育委員会

令和5年2月13日
教育委員会議案資料 No. 1

港区立郷土歴史館の招待券の発行について

審議内容

港区立郷土歴史館（以下「歴史館」という。）の魅力を広く伝えるため、常設展示室及び特別展示室を観覧できる招待券を発行します。

1 発行理由

歴史館を広く知っていただき、来館者が感じた歴史館の魅力をそれぞれに発信していただくことで、より多くの方々の来館につなげるため、港区立郷土歴史館条例第7条及び港区立郷土歴史館条例施行規則第3条第1項第5号に基づき、常設展示室及び特別展示室を観覧できる招待券を発行します。

2 発行枚数

3,000枚を上限

3 配布先

特別展、企画展等への出展協力者、取材対応、イベント等

※ 港区立郷土歴史館条例施行規則第3条第1項第1号の規定により、区内在住・在学の小学生、中学生、高校生は無料で観覧できます。

【参 考】

・港区立郷土歴史館条例

(観覧料の減免)

第七条 委員会は、委員会規則で定めるところにより、観覧料を減額し、又は免除することができる。

・港区立郷土歴史館条例施行規則

(観覧料の減免)

第三条 条例第七条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者が観覧する場合は、それぞれ当該各号に定めるところにより、観覧料を減額し、又は免除することができる。

- 一 区内に在住し、又は在学する小学生、中学生及び高校生 免除
- 二 区内に在住する六十五歳以上の者 免除
- 三 区内に住所を有する障害者で委員会が別に定めるもの 免除
- 四 前号に規定する者の介護者(委員会が特に必要と認める場合を除き、一人に限る。) 免除
- 五 その他委員会が特に必要と認める者 減額又は免除